

次に、議席9番、内海和子君。

〔9番 内海和子君登壇〕

○9番（内海和子君） 皆様、こんにちは。傍聴の方、お越しいただきまして、ありがとうございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

国政においては、消費税論争と大飯原発再稼働が報道されています。私自身は、昨年の大震災と、それに続く原発事故から、本当の豊かさとは何か、幸せとは何か、いま一度考える機会と考えておりましたが、やはり日本社会の大半は甘えの構造でできているということでしょうか。人とのきずなは大切ですが、ふるさとへ帰りたくても帰れない方々、大切なものをなくしてしまった方々の心中を考えると、国民の生活を守るとは何なのか。政治的判断とは何なのか。私には、国政こそメルトダウンしているように思えてなりません。やはり新しいワインは新しい革袋でなければ熟成しないものようです。

さて、こんな中でございますけれども、今回も地域のために私ながらの質問をさせていただきたいと思っております。今回の質問は、災害についてと利根川堤防の整備についてでございます。

1番目といたしまして、防災について。昨年の6月議会でも質問したことですが、県の防災計画の見直しに従って、町でも防災計画の見直しをするということでしたが、その後どうなっているのでしょうか。

先ほども総務部長おっしゃってございましたけれども、昨年の議事録には、「今回の福島第一原子力発電所の事故を受けて、原子力関係施設を持つ自治体はもちろんのこと、その近隣の市町村など、全国的に見直しの声が高まっておりますので、国あるいは県の指導を仰ぎながら早急に策定作業を進めてまいりたいと考えております」と答えています。その後どうなっているか、お伺いいたします。

2番目といたしまして、昨年の福島県その他での避難生活の中では、女性の声が届きにくいと聞きます。防災においても女性ならではの役割があると考えます。防災会議の中に女性の委員はいるのでしょうか、お聞きいたします。

3番目といたしまして、利根川沿いに開けた境町での一番の不安は洪水です。前回はハザードマップについてお聞きしましたが、その中で、古河市のマップが逃げる方向が記載されていて、大変親切と感じましたので、境町でも何かできないかということをお述べました。昨年の6月議会での生活安全課長の答えとしては、「実際的にはどういうふうに逃げるか、そういう協定というか、そんなのを具体的にこれから検討していきたいと答えている」ということでした。その後、どうなっているのか、お聞きいたします。

4番目といたしまして、水害時には多くの避難者が出るものと思われませんが、全町民が避難できるほどの避難所はないということで、昨年の6月議会で総務部長は、「今後は、町内にある3階以上の民間の建物を避難所として利用している先進的な自治体の事例を参考にしながら検討してまいりたいと考えている」とお答えになっています。これが先ほど部長が述べられたとおりでございます。その後、進展はあるのか、お聞きいたします。

2項目めといたしまして、利根川堤防の整備についてでございます。国道354のバイパスとして利用されている利根川の堤防ですが、最近、騒音や地響きが多くなったと聞きます。昨年の東日本大震災の影響はないのでしょうか。

2番目としまして、先ごろ関越自動車道での観光バスがガードレールに刺さったような事故は考えら

れないような事故で、驚かされました。境町の堤防沿いには多くの人家があります。もしそのような事故が起こったらと考えると背筋が凍ります。この道路ができるときのご近所での反対運動を思い出します。当初防音壁を取りつけるということでしたが、ガードレールのみになったと記憶しています。こうした事故を見ますと、最近は想定外のことが多くなっていますので、やはりもっと強度なものを考慮できないものでしょうか。交通事故の危険から人家を守るために防音壁などの整備はできないものか、お伺いいたします。

以上、2項目6点につきまして、執行部の前向きな回答をお願いいたします。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問の1項目めに対する答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長 榎場桂一君登壇〕

○総務部長（榎場桂一君） 内海和子議員のご質問にお答えをいたしたいと思えます。

まず初めに、質問の1項目、防災についてのうち、1点目の県の防災計画の見直しに従って町でも防災計画の見直しをするということだったが、その後どうなっているのかとのご質問にお答えをいたします。当町におきましては、東日本大震災時の対応等を検証し、県の防災計画を反映した上、昨年から策定を進められている各課ごとの災害時緊急対応マニュアル等を参考に、関係機関と連携をとりながら、今年度を目途に地域に即した地域防災計画の策定を進めてまいりたいと考えております。

さらに、東日本大震災の教訓を生かし、現在の茨城県南部地震、マグニチュード7.3に加え、文部科学省の地震調査研究推進本部が推定している茨城県沖を含む三陸沖北部から房総沖の海溝寄りのプレート間地震、マグニチュード8.6から9.0を想定する必要もあるかと考えられます。

なお、原子力災害に関する計画の見直しにつきましては、福島第一原子力発電所の事故を受け、国や県において避難計画など抜本的な見直しに時間を要するという見解が示されておりますので、具体的な方針等が今のところ示されておられませんので、それが示され次第、検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目の防災時には女性の声が届きにくいと聞く。会議の中には女性の委員はいるのかとのご質問にお答えをいたしたいと思えます。境町防災会議の委員は、国の機関として、利根川上流河川事務所古河出張所長、県の機関として、境警察署長を初め県西県民センター長、土地改良事務所長、境工事事務所長、古河保健所長、消防関係として坂東消防署長、坂東消防署境分署長、その他関係団体として、茨城むつみ農協理事長を初め各土地改良区理事長、境町商工会長、N T T東日本栃木支店、東京電力下館支店長など関係機関の代表者、特に充て職で組織されております関係上、現在女性委員が委員として入っていない状況でございます。

女性の立場から防災や災害に対し意見を述べていただき計画に反映させることは最も重要で、地域や家庭に即したよりよい計画づくりができると考えられます。現在、行政懇談会を開催中であり、防犯防災組織の新たな設立をお願いしているところでございますので、地域の中から女性の立場で多くの意見を出していただきながら反映してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

3点目の避難方向を示したわかりやすいハザードマップの作成を考えるとあったが、その後どうなっているのかとのご質問にお答えをいたします。現在、国土交通省では、万一堤防が破堤するような大水

害が発生した場合を想定し、避難計画策定の支援策の一環として利根川浸水想定区域図の詳細シミュレーションのデータ図集の作成中であり、これらが完成すれば、避難すべき地域と避難所の位置、避難救助経路、避難勧告、避難指示発令基準と情報伝達手法などに活用できることとなりますので、それらを参考に見直しを検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

次に、4点目の水害時の避難箇所に2階建て民間建物を利用したいということだったが、その後どうなっているのかとのお質問にお答えいたします。これにつきましても、先ほどの中村議員の答弁と重複いたしますが、高層階の建物を避難所として指定することにつきましては、昨年の6月議会におきまして内海議員の質問に対しまして、先進的な自治体の事例を参考にしながら検討してまいりたいとお答えを申し上げたところでございますが、当町における民間の建物で、耐震性の問題や避難所として長期利用できる等の課題を整理しながら調査検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

内海和子君。

○9番（内海和子君） まず、防災の計画についてですけれども、境町地域防災計画というのがあります。これをちょっと拝見させていただきましたけれども、以前のものには原発の事故などのことはもちろん出ていなかったのですが、私が前回質問したときには、ちょっと古いものを見てしまったのですが、しかし今回はそれはもちろん入っていないのですが、ただ、協力する団体としては、県の原子力委員会ですか、何か入っていましたので、ちょっとその方向で少しは入っていくのかなと思います。

この茨城県では、やはり東海第二原発ありますので、今とまっておりますけれども、それなんかもどうするのかということ、地域の市町村の協議会など立ち上げ、やっております。東海村の村長は脱原発の方向を訴えているわけなのですけれども、そうした中で、これは私も実は脱原発の方向なのですが、しかし、もし稼働した場合、また事故が起こらないとは限らない。そうしたときに、福島原発事故を見るとおわかりのように、離れていても何かしらの害があるということがわかってまいりました。特に空気とか放射線が高くなったりしておりますので。そういうところから、そういったことになった時点でも何か方法というか、ものを入れられたらいいかなと思います。

それで、ちょっと話がごちゃごちゃしてしまいますけれども、八千代町のホームページを見ましたならば、例えば放射線が空気中で0.23マイクロシーベルト以上でしたらば除染の対象にしますと、ちゃんと明記してあります。それが町の方針だということを書いてありますので、これは多分国の指針というのですか、あると思いますけれども、しかし、そういうふうに明示されていますと、住民の方は安心感というのですか、得られるのではないかなと思います。今はやたらに、やたらにと言いますとあれですが、0.23にはなっておりませんが、しかし万一そういうぐあいになったらば除染はしますということ、例えば個人的に側溝など調べて、それ以上のものがあつた場合はやっていただけるのかなという安心感みたいなものが出てくるのではないかなと思いますので、そういったものも、どこに入れられるかというのはちょっとわからないのですけれども、そういう視点を持っていただけるものかどうかということをごちやうと聞きしたいと思ひます。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

副町長。

○副町長（齊藤 進君） それでは、内海議員さんのご質問にお答え申し上げます。

まず、境町の地域防災計画の改定、見直しというようなことで総務部長のほうからご答弁申し上げましたけれども、実はこの地域防災計画をめぐる状況といたしましては、ご案内のように上位計画がございまして、国においては昨年の12月27日に改定をされております。これは国の防災基本計画でございまして、いわゆる3.11を受けての計画の見直し、改定というふうなことでございます。それを受けまして茨城県においても、ことしの3月26日でございまして、茨城県の防災会議におきまして茨城県地域防災計画の改定を行ってまいりました。

改定の内容でございまして、現在、町が把握している概要でございまして、新たに太平洋沿岸に起こりました9市町におきます津波災害対策というふうなものを独立させた4編の構成になっているという内容でございまして、1つが震災対策の計画編、それから津波災害対策計画編、それと風水害等対策計画編及び原子力災害対策計画編の4つで新たに編成をしているという内容でございまして。

議員ご指摘のように、原子力の問題というのが非常に大変な問題ということでクローズアップをされてきておりまして、県の計画につきましては、まず国でございまして、国は福島第一原子力発電所の事故を踏まえまして、原子力災害対策特別措置法の改正や防災指針等の見直しを検討しておりまして、地方自治体は改正をした原災法の施行から半年以内に地域防災計画を改定するというふうな内容になっているという内容でございまして。

実は、この時点での原子力災害対策計画編の改定の内容では、東海第二発電所の区域を分けてございまして、予防的防護措置を準備する区域と、それと緊急時防護措置を準備する区域の災害時の情報伝達とか住民広報等について盛り込む予定であるというような内容でございました。実は、平たく言いますと県の原子力災害対策計画編の改定をすぐに行うという予定だということでございます。これは、国の防護措置の基準等についての防災指針の見直しが平成24年度後半になるというふうなことでございまして、その後平成24年度後半に国のほうで出された後に茨城県の原子力災害対策計画編、これの全面改定を予定しているというのが現在の茨城県地域防災計画の改定の内容あるいは概要でございまして。

こういったものを受けまして、それぞれ、先ほど総務部長が地域防災計画の見直し改定ということを発言いたしましたが、現在、茨城県の44の市町村の中におきます市町村における地域防災計画を県としても見直しを支援していくというふうなことでございまして。平成24年度、こういった国の防災の基本計画及び県の防災計画、これらの改定を参考といたしまして、各市町村が進める地域防災計画の見直しの支援を県がしていきますので、当然境町といたしましても、この時期にそれに見合った町の防災計画を策定していきたいというふうに考えております。さらに細かい点での避難路の経路とか、そういったものにつきましても、その地域防災計画を骨格といたしまして、さらに細かい地域ごとの計画、先ほど来議論をされております小学校の貯水槽とか、あるいは具体的な避難経路とか、そういった細かい点につきましても、その防災計画を基本としながら全面的な改定、見直しを図っていききたい、このように考えておるところでございまして、ひとつ原発につきましては、そういった項目の1項目として、県の指導も仰ぎながら進めていきたいというふうに考えておりますので、ひとつよろしくご理解のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

内海和子君。

○9番（内海和子君） 国の指針もまだ決まっていないようでございますし、それにのっとりまして、県のほうでも対策をしていくという、そしてその末にと言いますとあれですが、その末に境町もつくっていくということのようでございます。しかしながら、昨年これ質問して何も結局できなかったということですよ。ですので、それは県とか指針が決まらないからということですか。

県としては、ことし、国の防災基本計画を踏まえて改定を行いました。今県議会の知事の提案書の中で言っておりますので、今後は速やかにあれでしょうか。昨年の話ですと、県の指導を受けて改定すると聞きましたけれども、もう一回ということですか。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（榎場桂一君） お答え申し上げたいと思います。

その計画につきまして、先ほど答弁をさせていただきましたとおり、国、それから県の計画を受けて、その趣旨に基づいて、マニュアルに基づいて市町村が策定するものということでございますので、段階を追ってのことでございますので、決して私も市町村がやらなかったということではございません。あくまでも国、それからそれを受けて県、それを受けて市町村という段取りになっておりますので、決しておろそかにしていたということではございませんので、これから指導を仰ぎながら進めていくことでございますので、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

内海和子君。

○9番（内海和子君） 小さい自治体でございますので、やはり上からのいろいろなことがないと、なかなか計画できないのかなと思いますので、本当に国、県に早くつくっていただきたいなと思います。本当に何か起こってしまっただけは、もう取り返しがつかないと思いますので、それは要望として願います。

それから、地域防災計画なのですけれども、これは私ども議員には配られないものなのではないでしょうか。ちょっとこれ、皆さんいただいていない。私はいただいていないのですけれども、以前はいただいたような気がするのですけれども、改定されてからいただいていない。うちにあるのは平成9年のしかなかったのですけれども、これはもしいただけるものならば、議員には到底配付されてしかるべきものだと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（榎場桂一君） 22年に改定されたものでございますが、確かに議員さんにも中を熟読していただくということも極めて重要だと考えますので、急ぎ印刷のほうを進めて、議員さんに早急に。近いうちにまた改定されますけれども、その前にとりあえず見ていただくということで、配付をさせていただきますと考えております。よろしくお願います。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

内海和子君。

○9番（内海和子君） それでは、2番目の女性の委員がいないということは、充て職なので、やむを得ないのかなという気はいたしますけれども、地域の行政懇談会などやっていますから、そういったところで、もし意見が聞けたら、何かしらの形で取り上げていただくというか、あるいは小委員会形式みたいなのをつくってもらおうとかいう感じでできればいいかなと。それから、職員の中に福祉部門の女性の課長さんなんかもいらっしゃいますので、そういう方が入れるような仕組みも大事なかなと思いますので、その辺のところは今後計画されるときにどういうふうになりますか。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

生活安全課長。

○生活安全課長（橋本 巖君） それでは、お答え申し上げます。

防災会議の委員でございますが、これにつきましては防災会議条例で決まっておる委員でございますが、1号委員から9号委員までいるわけでございまして、先ほど総務部長の答弁の中にもありましたとおり、すべて充て職となっている関係上、女性の委員はいないのですが、先ほど来から質問あります、いわゆる地域に合った防災マップ、あるいは防災計画、それらをつくる際にはぜひ、そういった知識豊富な方が相当やはり地域におられると思いますので、そういった方には積極的に参加いただけるような体制をつくっていきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

内海和子君。

○9番（内海和子君） それでは、女性の問題は、そこでよろしくお願ひしたいと思います。

それから、次のハザードマップの件なのですけれども、きのうも渡邊議員、それから先ほども中村議員から質問がありましたので、重複するのかなと思いますが、その中で地域に見やすいものをつくっていくということでございましたので、それはそのようにお願ひしたいと思うのです。

しかしながら、このご近所のはどういうものかと、私、今回ちょっとハザードマップをあちこちからちょっと見させていただいたのですが、ですから前回言いました古河市のハザードマップなのですけれども、これは先ほども申し上げたように逃げる方向がちゃんと表示されて、行政の方はご存じだと思いますけれども、議員の方はちょっとわからない方もいるかもしれませんけれども、ちゃんと方向が表示されているわけです。これは大変見やすい。なおかつ、何が見やすいかといいますと、避難場所がちゃんと番号が振ってあって、それがどこにありますということが大変よくわかるのです。これはとてもいいかなと私は思っているのですが、同じ規模の八千代町のをちょっと見てきました。これもかなりわかりやすい。ただ、ここは利根川でなくて、鬼怒川がはらんした場合ということなのですけれども、これもかなり見やすくなっています。そして、もちろん番号が振ってありまして、その避難場所がちゃんとわかるようになっています。

もう一つ、坂東市のもやっぱりいただいできました。坂東市が一番よく、私としては、はっきりしてわかって、いいなと思ったのですけれども、坂東市の何がいいかといいますと、決壊場所みたいなのがちゃんと写真入りで出たりしてしまして、特にその辺を注意しろよということでもあるのかもしれないませ

んけれども、それは大変いいかなと思いました。大変見やすいですね。

しかしながら、境町のは、これはまず版が小さいのです。こういうふうに版が小さくて、ちょっと私にはとても見にくいです。しかも、避難場所が、一応書かれておりますけれども、場所がどこかわからない。なおかつ、小さいですので、自分の場所が、申しわけないけれども、虫眼鏡で見ないとちょっとよくわからない場合もあるという。これだけ比較しましても、やはり地図は大きいほうが見やすいかなという気がします。なおかつ、避難所は番号を振って、自分の避難所がどこかというのがわかる、そういうものをやはりつくっていただきたいなと思うわけです。

坂東市のが私は一番見やすいと思ったのですが、なおかつ坂東市がどうしていいかといいますと、例えばの例が出ていまして、これはちょっと驚いたのですけれども、境町の金岡で決壊したらどうなるかという予想までしているのです。だから、ああと思ひましてね。そうしましたら、境町はやっぱり決壊箇所が前、塚崎とかそういったところとか、それから先ほどちょっと質問の最初で言ったと思うのですが、人家に面しているところが非常に多い。本船町はもちろんですけれども、新吉町とか山神町、あっち浦向のほうまでずっと多分そうですね。それから、こちらの塚崎のほうまでずっとそうだと思いますけれども、そういうことも含めると、本当にどこで切れたので、ちょっと注意しなさいみたいなことをちょっと言っていただけると、やっぱりありがたいかななんて思ったりします。

いずれにしても、境町のはちょっと小さい。見えにくい。それから、避難場所がよくわからない。本当にショッキングなのは、境町は全部浸ってしまうのですね。ほとんど浸ってしまうのです。ですので、境町が本当のこと言うと三和のほうに逃げるしかないのかなという、そういう思いであります。ですから、そういうことも含めて、例えばよその町とか、どこかの施設、そういうところと連携しているのか。市町村ごとにはしていると思うのですが、物資のところはしていると思うのですけれども、そういう連携しているのか。それから、避難場所として、避難場所も少ないですね。ほかの町村は大きい町ということもありますけれども、八千代町と同じぐらいの数はあると思います。さっき17とおっしゃいましたけれども。避難場所と避難所はまた違ってくると思うのですけれども、そういったことも含めて、民間の方と、民間を利用するとおっしゃっておりましたので、そんなこともどんなふうに、先ほどの説明ですと、3階以上の民間の施設はなかなか難しいということでしたけれども、しかし町外だったらば何かあるかなと。それから、町外の自治体でしたらどうなのかなということもありますので、そうした法人あるいは自治体と連携の策を講じているのかどうか、お聞きします。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

生活安全課長。

○生活安全課長（橋本 巖君） それでは、お答え申し上げます。

まず、ハザードマップの件でございますが、議員ご指摘のとおり境町、それは国交省のシミュレーションをもとにつくったものでございますが、ほとんどが水没してしまうというのが実態でございます。境町のそのハザードマップでは逃げる方向とかも示されていないので、見づらいというご指摘のとおりかと思いますが、それにつきましては前回もお答えしたのですが、国の計画見直しは、去年の段階で、私、23年度中にできるのかなというふうに思っていたら、この間、4月のときに町の各、この近隣市町村の方を集めて意見交換会というのをやったのですが、その中でただしていったら、国の計画というのは今年度いっぱいかかるのだということでございますので、それを待って新たに全部作り直すの

か、それとも議員ご指摘のとおり、すぐさま逃げる方向だけを示した地図をつくるのかも検討しながら検討していきたいというふうに思います。

また、近隣町村との災害協定でございますが、これは県内全市町村、災害協定を結んでおりますので、例えば境町がまず水害で水没した場合は、古河、坂東、そういった市町村の公共施設、いわゆる避難所となっている公共施設のほうに逃げていただくということは可能となっております。そういう意味では災害協定は全部結んでおりますので、お願いしたいというふうに思います。

また、民間施設の、いわゆる3階建て以上の建物でございますが、これにつきましては、現在3階建て以上の建物というのは町内では約140棟ほどあるそうでございます。ただし、そのうちのほとんどが、約半分以上、80棟が、いわゆる個人の住宅、併用住宅等でございます。その残り、いわゆる工場であったり、そういったものが約30棟。そうすると、それ以外の、いわゆる共同住宅と言われるアパート関係、アパートだったり寄宿舎であったり、そういったものが約30棟ほどございました。その先進的な事例を模索していたところでございますが、東京なんかではよく、今回の震災を受けて、一時、帰宅困難者のための避難場所として民間の施設を大分借り上げたということでございますが、それらの例を参考にしたところ、ほとんどが、例えば自治体からそういった建物に呼びかけをしまして、アンケート形式で一時避難所として利用させていただけますかということのアンケート形式でとって、そういう中で手を挙げてくれたところをそういう一時避難所というか、そんなふうになっているようでございますので、それらも含めて、それらを参考に今後この140棟、なかなか民間の住宅、併用住宅等は難しいかとは思いますが、一時避難所であれば、例えば水害の場合、屋上が使えれば屋上だけでも、わずかな間だけでも逃げられるような体制が整えば、そんなふうなものができるのかを含めながら、所有者等にアンケート形式で伺っていきたいというふうに思っております。

また、この間、塚崎の行政懇談会の中でもあったそうでございますが、あそこは積水化成工業ですが、4号線の下にある会社なのですが、あそこでは屋上のほうに100人、200人ぐらいなら上がれるスペースがあるということで、ぜひそういった場合は使っていただきたいということもおっしゃられておるようでございますので、そういったものも含めて、今後その民間会社あるいは個人の方と調整をしながら検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

内海和子君。

○9番（内海和子君） 自治体同士の協力というのは当然かなと思っておりますけれども、ちょっとまた古河市の例言いますとあれですが、防災協力事業所というのを何か募集しているようでございますが、既に二十幾つか上がってあるのです。これで、どういう内容かということも載っており、26団体ですか、法人が載ってまして、どういう内容かという、避難所になったり、あるいはもちろん物資とか、機材とか、そういうものを提供するという、そういう取り決めをつくっているようでございますので、大きいまちですから古河市はできるかもしれませんけれども、境でも、今言いました積水さんなどは、そうやって協力していただけるということのようですので、そういう大きなところの方をお願いしたりして、ぜひ進めていただきたいなと思っております。何か1年の間に余り進んでいなかったような



感じがいたしましたので、再度質問いたしました。

やはりこれは最近ではゲリラ豪雨とか、大雨とか、あるいはまた台風などで、本当に危ない状況もあるやに思いますので、そういうふうになってしまってからでは遅いと思いますので、ぜひ有効な策をお願いしたいなと思っております。

ハザードマップにつきましては、それでは見やすいものを、それから先ほど地区ごとにつくるというのも一つ。その行政区の方にやっぱり参加していただいでつくるのがいいのかなと思ったりしますので、お願いします。

それから、避難場所、先ほどの民間とのですけれども、この境町でも公共の施設で何か、例えばこの役場というのは入っていないのですね、避難場所とか避難所という意味では。入っていないのですね。ここ一番何か立派な建物だと私は思うのですけれども。そういう避難場所の増加もお願いしたいと思うのですけれども、その方向についてはどうでしょうか。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

生活安全課長。

○生活安全課長（橋本 巖君） 現在の地域防災計画の中の避難所の中では、役場は指定されておりません。今後の見直しの中で、これらも含めて見直しもしていきたいというふうに思っております。よろしくご理解のほどお願い申し上げたいと思います。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

内海和子君。

○9番（内海和子君） 本当に避難所も私は非常に足りないと思っております、例えば水害になってしまうと、ほとんどが沈んでしまうので、なかなかこれは難しいと思います。しかし、地震などの対策のときには有効かと思うのですけれども、役場にしても、例えば伏木文化センターとか、いろんなありますよね。利根老人ホーム、社協の会館とか、そんなものも対象にしてもらってもいいのではないかなと私なんか思います。環境センターとか、さしま斎場とか、いろいろあります。県の施設、県税事務所、県工事事務所とか、土地改良事務所とかありますし、そんなのも協力していただいているかもしれませんが、避難場所あるいは避難所として考えていくのもいいのではないかなと思っておりますので、そのところもまた新しい防災計画をつくるときには必ず入れていただきたいなと思っております。

それで、私などは本当に水害が一番怖いものでして、土手の下に住んでおりますので、一番気になるところなのですけれども、そのときにいろいろ注意態勢とか、警戒態勢とか、いろんなときがあるのですが、どの時点で住民には知らせてもらえるのでしょうか。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

生活安全課長。

○生活安全課長（橋本 巖君） 再質問にお答えいたします。

この間も5月下旬の大雨があったときに、たしか古河、坂東、境で大雨警報が発令されたときに警報のエリアメールを発信したところでございますが、その時点では、私が役場に夜8時過ぎ詰めまして、国交省の、ここで言えば栗橋観測所の水位をずっと見守っておりました。あの時点では、たしか6時くらいに水防団待機水位を超えたために、その時点でまず消防団のほうには待機を依頼したところでございます。その後ずっと見守っていたのですが、約10時過ぎくらいでしたか、いわゆるはんらん注意水

位というのがあるのですが、そこのわずか手前まで水位が上がってきたので、その水位が出た時点で、まず利根川沿川に近い方から避難のほうをすべく、やはり災害対策本部等々で相談して発信していくという手順になっておりますので、そういうことでお答えのほうはよろしいでしょうか。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

内海和子君。

○9番（内海和子君） なぜかといいますと、洪水の場合は、ある程度予測ができると思いますので、1時間前ぐらい。そうしたら避難できるので、その時点がどのぐらいになるかということをやっと聞きたかったわけなのですけれども。といいますのは、境町では多分、自助とおっしゃいますから、自助としては、やはりこの境町ではちょっと無理かなというので、やっぱり古河市のほうに逃げたい気持ちがあります。そういう点で、どのぐらいの時点で一般の住民に知らせてもらえるのかということです。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

町長，野村康雄君。

○町長（野村康雄君） お答えいたします。

時間がないので、簡単にお答えさせていただきますけれども、水害の場合、水の場合は予測ができます。これは、上流で何ミリ、栗橋で何ミリになる、何時間後に境でどこまで水位が上がるというのは、これ計算して全部流れてきますから、それらをもとに町でそのときに判断をして、避難指示をお願いしたり、避難命令を出したりという、そういう過程になるかと思えます。その判断は、その上流の雨の量と栗橋の量、何時間後に境にどれくらいふえるという、その量を見ながら、そのときに判断していかなければいけないと思っています。一番危険なのは、そのときに地震が起きて利根川が決壊するという、これが一番最悪の想定なのですけれども、それを想定しながら今いろいろと対策といいますか、準備をしているところでございますので、よろしくご理解をいただきたいと存じます。

なお、決壊の場合なのですけれども、今、野田市と境町と五霞町で、それを含めた災害協定と経済協定を結ぶことで、今段取りが進んでいます。野田の選挙が終わり次第、会議をやることになっていきますので、これ3方向、別々になっていきますので、水害の場合は、それらの場合は迅速な救助活動をするという協定書を今結ぶということで話し合いができておりますので、それらも進めていきたいと、そのように考えていますので、よろしくご理解をいただきたいと存じます。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

内海和子君。

○9番（内海和子君） いろいろと二重、三重に対策なされていると思いますので、よろしくお願ひしたいと思っておりますけれども、1つだけ、この間、議会報告会のご意見の中に、この間の5月ですか、それほど大きな大雨ではなかったにもかかわらず、何かとても栗橋のほうですか、ふえているという何かあれがありまして、それで、しかしながら利根川の水位をはかる八斗島という、その辺ではそれほどふえていなかった。それほどふえていなかったのに、この辺がふえているということは、もしかして川底が上がっているからではないかなと私なんかは思ってしまうのですが、その川底をしゅんせつするというか、さう、そういうものというのは今はしないのですか。何かとても浅くなっている感じがするのですけれども。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

生活安全課長。

○生活安全課長（橋本 巖君） 川底のしゅんせつ工事につきましては、管理しているのが国交省なものですから、国交省での問題になるかと思うのですが、私の聞いている範囲では、現在は余り、いわゆるあれは予算が相当莫大な費用がかかるそうでございます。それが原因かどうか分からないのですが、現在はそういうしゅんせつ工事というのは余り実施していないというふう聞いております。

以上でございます。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

内海和子君。

○9番（内海和子君） 近所にいる住民としては大変心配でございますし、しょっちゅう川を見ておりますので、できることならば、そういう要望もあったということで、国のほうに意見書として出しているだけあればありがたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（橋本正裕君） 要望ということでよろしいですか。1項目めについては以上でよろしいですか。

○9番（内海和子君） はい。

○議長（橋本正裕君） これで、1項目めについての質問を終わります。

次に、2項目めに対する答弁を求めます。

産業建設部長。

〔産業建設部長 須長 弘君登壇〕

○産業建設部長（須長 弘君） 私のほうから質問の2項目め、利根川堤防の整備についての1点目、国道354号のバイパスとして利用されている利根川の堤防だが、最近騒音や地響きが多くなったと聞く。昨年の東日本大震災の影響はないのかとのご質問にお答えをさせていただきます。

利根川の堤防につきましては、議員ご存じのとおり、国土交通省の関東地方整備局利根川上流河川事務所が管理をしているところでございます。昨年3月に発生いたしました東日本大震災による利根川左岸堤防におきましては、当日2回にわたる点検と翌日の詳細点検を実施しました結果、当町沿川の堤防におきましては被災がなかったとの報告を受けているところでございます。

また、354号線につきましては、道路法に基づきまして茨城県が維持管理を行うこととなつてございます。その管理を行っております茨城県の境工事事務所によりますと、指摘の箇所につきましては、利根川の堤防と同様、東日本大震災による路面の亀裂や段差等が生じた被災がなかったというふう聞いています。

次に、2点目の交通事故の危険から人家を守るために防音壁を整備してはどうかとのご質問にお答えを申し上げます。道路交通網の騒音につきましては、自動車本体から発生する騒音、走行条件、道路の構造等が複雑に影響し合つて発生をしております。これらの改善対策としましては、1つに発生源対策、2つに道路構造の改善、3つ目に沿道対策等がありますが、議員ご指摘の内容につきましては、道路構造の改善対策としての騒音の伝わる経路における遮音壁や防音壁を設置してはという観点と解しておりますが、ご指摘の354号線バイパスにおきましては、利根川の管理道路としての堤防敷の天端と並行して設けられているところでございます。堤防敷は洪水時において水防活動を実施する空間となるために、水防活動を妨げる防音さく等の構造物につきましては必要最小限にとどめるというふう定められております。このようなことから遮音壁や防音壁が設置できず、今現在では車両や歩行者、あるいは道

路沿線の建造物等を保護し、安全確保を図るために設置されました防音さく、これは要はガードレールですね、これを活用いたしまして、通常ガードレールというものは1枚の波板鋼板でありますけれども、ご指摘の箇所につきましては防音さくを兼ねますところから、波板鋼板2枚で、すき間をふさぐような構造で設置をされているところでございます。このガードレールの設置に当たりましては設計速度によって定められ、衝撃に対する強度設計、こういうものが設置をされておまして、安全が確保されているものであるというふうに考えてございます。道路管理者であります県といたしましては、新たな防音壁を設置する計画はないとのことでございます。しかし、予測し得ない、いわゆる設計速度を超える場合、こういうことも当然考えられますので、車両及び沿線の方々の方より安全、安心の確保を図っていただくよう要望してまいりたいというふうに考えてございます。

なお、自動車のタイヤからの騒音の要因となります路面等の劣化によります振動につきましては、舗装面の補修によって対応したいというふうなことから、本船町から宮本町地先にかけての範囲につきましては舗装の劣化が見られております。このようなことから、あわせて舗装の修理要望を行ってまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

内海和子君。

○9番（内海和子君） 東日本大震災の影響ではないとは思ってはいるのですが、最近、ご近所の方から、振動が多い、しょっちゅう地震みたいな感じがするということで、私自身もちろん感じておりましたので、ちょっとお聞きしました。そうしまして、今、道路改修というのですか、していただけるということのようですので、多分ひずみが随分できていると思うのです。多分あれは二、三十年、20年ぐらいたっていると思いますけれども、ですから、やっていただけるということの方向ですので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それから、ガードレールは確かに二重になっておまして、強固になっておまして、多少防音みたいなものも考慮してくれたのかなと思うのですが、最近、私もちょっと見てみました。強固は強固なのですが、しかし私の力でちょっと揺れてしまうところもありましたので、それと反射鏡など割れているところもありましたので、一度点検していただければなと思っております。よろしくお願ひします。それは、やっていただけますか。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

産業建設部長。

○産業建設部長（須長 弘君） お答えをさせていただきます。

交通の安全を守るための工作物、これらの管理につきましても県のほうで行いますので、県のほうにあわせて要望をさせていただきますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

内海和子君。

○9番（内海和子君） 特にございません。

○議長（橋本正裕君） これで内海和子君の一般質問を終わります。